## 志賀原子力発電所2号機の増設に係る 原子炉設置変更許可申請について

平成9年5月20日 北陸電力株式会社

## 志賀原子力発電所 2 号機の増設に係る 原子炉設置変更許可申請について

本日、当社は志賀原子力発電所2号機(電気出力135万8千kW石川県羽 咋郡志賀町字赤住) の増設に係る原子炉設置変更許可申請を通商産業大臣に 行いましたのでお知らせいたします。

本申請は、原子炉等規制法第26条第1項に基づくものであり、 今後、これをもとに国の安全審査を受けることになります。

以上

(参考資料)

志賀原子力発電所2号機の増設に係る原子炉設置変更許可申請の概

要

1.申請者

北陸電力株式会社 取締役社長 山田 圭藏

2. 発電所名及び所在地

名 称:志賀原子力発電所

所在地:石川県羽咋郡志賀町字赤住

- 3.申請内容
  - (1)原子炉の型式、熱出力及び基数
  - (2)原子炉及びその附属施設の位置、構造、設備など
- 4. 概要
  - (1)電気出力 1,358MW
  - (2)熱 出 力 3,926MW
  - (3)原子炉型 改良型沸騰水型軽水炉(改良型BWR)
- 5.これまでの経緯

平成5年5月 增設計画公表

平成7年11月 石川県、志賀町及び富来町へ安全協定に基づく 事前協議申し入れ

平成7年11月 通商産業省、石川県及び関係市町へ環境影響 調査書・環境影響評価準備書提出

平成8年11月 通商産業省が第一次公開ヒアリングを開催

平成9年3月第134回電源開発調整審議会上程

平成9年4月 国の電源開発基本計画組入れ(官報告示)

## 6. 今後の予定

- ・ 通商産業省による安全審査(一次審査)
- ・原子力委員会及び原子力安全委員会による安全審査 (二次審査)なお、第二次公開ヒアリングは二次審査の 段階で原子力安全委員会が開催する。
- ・当社としては平成 11 年 9 月着工、平成 18 年 3 月の運転 開始を希望している。

参考:設置許可申請と設置変更許可申請の違い 原子炉等規制法では、工場又は事業所ごとに設置許可を 受けることとなっている。

志賀1号機のような新規立地の場合は、原子炉等規制法 第23条第1項の規定により「原子炉設置許可申請」を 行い、志賀2号機のように増設する場合や施設の変更など を行う場合は、原子炉等規制法第26条第1項の規定により 「原子炉設置変更許可申請」を行う。